社会福祉法人幸雪会 看多機陶里夢 (看護小規模多機能型居宅介護サテライト型事業所)

重 要 事 項 説 明 書

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定看護小規模多機能型居宅介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例(平成24年条例第58号)」の内容を遵守し、指定看護小規模多機 能型居宅介護サービス提供契約締結に際して、事業者があらかじめ説明しなければな らない内容を記したものです。

1 指定看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人幸雪会
代表者氏名	理事長 浅倉 幸輔
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府堺市中区福田 541 番 1 TEL 072 (230) 5000 FAX 072 (230) 5077
法人設立年月日	平成 25 年 6 月 19 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	看多機陶里夢
介護保険指定事業所番号	2796100358
事業所所在地	堺市中区福田 541 番 5

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い、利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせサービスを提供致します。
運営の方針	事業所は明るく家庭的な雰囲気の中で、地域や家庭との結びつきを重要視した運営を行うとともに、市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、他の介護保険施設その他保険・医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者と密接な連携に努めます。

(3)事業所の職員体制

管理者 (氏名) 村上 知香

職	職務内容	人員数
管理者	1 事業所の従業者・業務の管理を一元的に行います。2 法令等において規定されている看護小規模多機能型居宅 介護の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項において 指揮命令を行います。	常勤 1名 介護支援専門員 と兼務
介護支援専門員	 利用者の多様な活動が確保されるよう地域における活動への参加の機会が提供されることにも配慮した適切なサービスが提供されるよう看護小規模多機能型居宅介護計画を作成します。 作成した介護計画の内容について、利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得ます。 主治医との連携を図り、適切な看護サービスを提供するため看護小規模多機能型居宅介護計画を定期的に主治医に提出します。 	常 勤 1名 管理者と兼務
従業者 (看護職員・ 介護職員)	1 看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と充実した日常生活を送ることができるよう必要な介護、看護、支援を行います。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成します。 3 作成した看護小規模多機能型居宅介護報告書を定期的に主治医に提出し、連携を図ります。	看護師又は 准看護師 1名以上 介護職員3名 以上

(4) 営業日、営業時間及び実施地域

営 業 日	365 ⊟
① 通いサービス提供時間	基本時間 9時~17時まで
②宿泊サービス提供時間	基本時間 17 時~翌 9 時まで
③訪問サービス提供時間	24 時間
通常の事業の実施地域	堺市全域

(5)登録定員及び利用定員

登録定員	18 名
通いサービス 利用定員	9 名
宿泊サービス 利用定員	3 名

- 3 提供するサービスの内容及び費用について
- (1) 提供するサービスの内容について

	9~サービスの内容に . ・一ビス区分と種類	- U -	サービスの内容
- 9	ころピカし住双	1	サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活
		'	を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活
			動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びそ
			動への参加を図り プラ、利用省の心身の状況、布量及ので の置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型
			居宅介護従業者との協議の上、援助目標、当該目標を達成
			店七年設備来有との協議の工、援助日保、国該日保を達成 するための具体的なサービス内容を記載した看護小規模
			9 るための具体的なり一て人内谷を記載した有護小規模 多機能型居宅介護計画を作成します。
手 # .1	, 坦埃夕燃光型尺点人	0	
	N規模多機能型居宅介 TO 45 ct	2	利用者に応じて作成した看護小規模多機能型居宅介護計
護計世	可の作成		画について、利用者及びその家族に対して、その内容につ
		2	いて説明し同意を得ます。
		3	計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護
		١.	計画を利用者に交付します。
		4	作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービス
			の提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必
			要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行
			います。
村家 -	援助等	1	利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者・家族の相
1日改 •]及则寸		談に適切に応じ、支援を行います。
		1	移動·移乗介助
			介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへの移
			乗の介助を行います。
	介護サービス	2	排せつの介助
			介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、おむつ交換を
			行います。
		3	見守り等
通			利用者の安否確認等を行います。
い		1	血圧測定・体温測定・利用者の健康状態の把握に努めます。
サ	 健康のチェック	-	主治医との密接な連携により、利用者の心身の機能の維持回
Ľ	(注)家のアエファ	_	復を図ります。
ビス		1	- 後で囚りより。 日常生活動作を通じた訓練
及			日
一合			日常生活動作を通じた訓練を行います。 日常生活動作を通じた訓練を行います。
及び宿泊サ	機能訓練	2	ロ吊生活動作を通じた訓練を行います。 レクリエーションを通じた訓練
サ			
<u> </u>			利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや 歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
ービスに関する内・		4	歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
i	3 Wo+L + 1° →	1	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴(全身
関	入浴サービス		浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行い
9 ス		_	ます。
内内		1	食事の提供及び、食事の介助を行います。
容	食事サービス	2	食事は食堂でとっていただくよう配慮します。
	EF / CA		身体状況・嗜好・栄養バランスに配慮して作成した献立表
			に基づいて提供します。
		1	事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所ま
			での間の送迎を行います。
	送迎サービス		ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎
			が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うこ
			とがあります。
	ı	1	

訪問サービス	身体の介護	1 排せつ介助 排せつの介助・おむつの交換を行います。 2 食事介助 食事の介助を行います。 3 清拭等 入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪 などを行います。また、日常的な行為としての身体整容を 行います。 4 体位変換 床ずれ予防のため、体位変換を行います。
へに関する内容	生活介助	1 買い物 利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 2 調理 利用者の食事の介助を行います。 3 住居の掃除 利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。 4 洗濯 利用者の衣類等の洗濯を行います。 1 利用者の安否確認等を行います。

(2) 看護小規模多機能型居宅介護従業者の禁止行為

看護小規模多機能型居宅介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為(ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。)
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (4) 利用者の同居家族に対する訪問サービスの提供
- (5) 利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービス提供(大掃除、庭掃除など)
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護 するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3)介護保険給付サービス利用料金

①看護小規模多機能型居宅介護費

サービス提供時間事業所区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額			
		本个中位	<u>ተባ/ጠቀት</u>	1割負担	2割負担	3割負担	
同	要介護 1	12, 438	131, 220 円	13, 122 円	26, 244 円	39, 366 円	
_	要介護2	17, 403	183, 601 円	18, 361 円	36, 721 円	55, 081 円	
建 物	要介護3	24, 464	258, 095 円	25, 810 円	51, 619 円	77, 429 円	
以	要介護4	27, 747	292, 730 円	29, 273 円	58, 546 円	87, 819 円	
外	要介護5	31, 386	331, 122 円	33, 113 円	66, 225 円	99, 337 円	

サービス提供時間事業所区分・要介護度		基本単位 利用料		利用者負担額			
		本个单位	<u>ተባ/ተነቶት</u>	1割負担	2割負担	3割負担	
	要介護 1	11, 206	115, 757 円	11,576円	23, 152 円	34, 728 円	
同	要介護2	15, 680	161, 974 円	16, 198 円	32, 395 円	48, 593 円	
建	要介護3	22, 042	227, 693 円	22, 770 円	45, 539 円	68, 308 円	
建 物	要介護 4	25, 000	258, 250 円	25, 825 円	51, 650 円	77, 475 円	
	要介護5	28, 278	292, 111 円	29, 212 円	58, 423 円	87, 634 円	

②短期利用居宅介護費

サービス提供時間事業所区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額			
				1割負担	2割負担	3割負担	
	要介護 1	570	6, 013 円	602 円	1, 203 円	1,806円	
短	要介護 2	637	6, 720 円	672 円	1, 344 円	2, 016 円	
短期利用	要介護3	705	7, 437 円	744 円	1, 488 円	2, 232 円	
用用	要介護 4	772	8, 144 円	815 円	1, 629 円	2, 444 円	
	要介護5	838	8,840円	884 円	1, 768 円	2, 652 円	

- ※ 月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。
- ※ 登録日とは利用者と事業者が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日を言います。
- ※ 登録終了日とは利用者と事業者の利用契約を終了した日を言います。
- ※ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合には、70/100に相当する単位数を算定します。
- ※ 登録者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は認知症対応 型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所 者生活介護を受けている間は、看護小規模多機能型居宅介護費及び短期利用居宅介護費は 算定しません。
- ※ 利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者等の割合が、厚生労働省が定める割合を満たしていない場合は、1月につき、要介護1~3の場合は925単位(利用料:9,555円、1割負担:956円、2割負担:1,911円、3割負担:2,867円)、要介護4の場合は1,850単位(利用料:19,110円、1割負担:1,911円、2割負担:3,822円、3割負担:5,733円)、要介護5の場合は2,914単位(利用料:30,101円、1割負担:3,011円、2割負担:6,020円、3割負担:9,031円)を減算します。
- ※ 主治の医師から、末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病(★)により訪問看護を行う必要がある旨の指示を受けた場合は、1月につき、要介護1~3の場合は9,555円(利用者負担額:1割負担956円、2割負担1,911円、3割負担2,867円)、要介護4の場合は19,110円(利用者負担額:1割負担1,911円、2割負担3,822円、3割負担5,733円)、要介護5の場合は30,101円(利用者負担額:1割負担3,011円、2割負担6,021円、3割負担9,031円)を減算します。

(★) その他別に厚生労働大臣が定める疾病

多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ

3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。)をいう。)、多系統萎縮症 (線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、 プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性 筋萎縮症、球脊髄性筋委縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、 頚髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態。

※ 主治の医師が、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日数に、要介護 1 ~ 3 の場合は 1 日につき 30 単位 (利用料: 309 円、1 割負担: 31 円、2 割負担: 62 円、3 割負担: 93 円)、要介護 4 の場合は 60 単位 (利用料: 619 円、1 割負担: 62 円、2 割負担: 124 円、3 割負担: 186 円)、要介護 5 の場合は 95 単位 (利用料 981 円、1 割負担: 99 円、2 割負担: 197 円、3 割負担: 294 円)減算します。

(3) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

	基本単		#	利用者負担 額	· 頁	
加算	位	利用料	1割負担	2割負担	3 割負 担	算定回数等
初期加算	30	316円	32 円	64 円	95 円	1日につき
認知症加算(Ⅰ)★	920	9,706 円	971円	1,942 円	2,912 円	1月につき
認知症加算(Ⅱ)★	890	9,389 円	939円	1,878 円	2,817 円	1月につき
認知症加算(Ⅲ)★	760	8,018 円	802円	1,604 円	2,406 円	1月につき
認知症加算(Ⅳ)★	460	4,853 円	486 円	971円	1,456 円	1月につき
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	2,110円	211円	422 円	633 円	1日つき(7日を限度) (短期利用居宅介護費を 算定の場合)
若年性認知症利用者受入加算	800	8,440 円	844 円	1,688 円	2,532 円	1月につき
栄養アセスメント加算	50	527 円	53 円	106円	159 円	1月につき
栄養改善加算	200	2,110 円	211円	422 円	633 円	1回につき(3 月以内に限 り1 月に2回を限度)
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20	211円	22 円	43 円	64 円	1回につき
口腔・栄養スクリーニング加算(I)	5	52 円	6円	11円	16円	1回につき
口腔機能向上加算(I)	150	1,582 円	159 円	317円	475 円	1月につき(3月以内に限
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160	1,688 円	169円	338 円	507円	り1月に2回を限度)
退院時共同指導加算	600	6,330 円	633 円	1,266 円	1,899 円	1回につき
緊急時対応加算	774	8,165 円	817円	1,633 円	2,450 円	
緊急時訪問看護加算	574	6,055 円	606 円	1,211 円	1,817 円	1月につき
特別管理加算(I)	500	5,275 円	528 円	1,055 円	1,583 円	1月につき
特別管理加算(Ⅱ)	250	2,637 円	264 円	528 円	792 円	1月につき
専門管理加算	250	2, 637 円	264 円	528 円	792 円	
ターミナルケア加算	2500	26,375 円	2,638 円	5,275 円	7,913 円	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ター ミナルケアを行った場 合(死亡月に1回)

遠隔死亡診断補助加算	150	1,582円	159 円	317円	475 円	
看護体制強化加算(I)	3,000	31,650 円	3,165 円	6,330 円	9,495 円	1月につき
看護体制強化加算(Ⅱ)	2,500	26,375 円	2,638 円	5,275 円	7,913 円	1月につき
訪問体制強化加算	1,000	10,550円	1,055 円	2,110 円	3,165 円	1月につき
総合マネジメント体制強化加算(I)	1200	12,660 円	1,266 円	2,532 円	3,798 円	1月につき
総合マネジメント体制強化加算(ii)	800	8,440 円	844 円	1,688 円	2,532 円	1月につき
褥瘡マネジメント加算(I)	3	31 円	4 円	7円	10円	1月につき
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13	137 円	14円	28 円	42 円	1月につき
排せつ支援加算(I)	10	105円	11円	21円	32 円	1月につき
排せつ支援加算(Ⅱ)	15	158 円	16円	32 円	48 円	1月につき
排せつ支援加算(Ⅲ)	20	211円	22 円	43 円	64 円	1月につき
科学的介護推進体制	40	422 円	43 円	85 円	127円	1月につき
生産性向上推進体制加算(I)	100	1,055円	106円	211円	317 円	1月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	105円	11円	21 円	32 円	1月につき
サービス提供体制強化加算(I)	750	7,912 円	792 円	1,583 円	2,374 円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	640	6,752 円	676 円	1,351 円	2,026 円	(看護小規模多機能型居 宅介護費を算定の場合)
サービス提供体制強化加算(皿)	350	3,692 円	370円	739 円	1,108 円	七月設員で昇足の場合)
サービス提供体制強化加算(I)	25	263 円	27 円	53 円	79 円	1日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	21	221円	23 円	45 円	67 円	(短期利用居宅介護費を
サービス提供体制強化加算(皿)	12	126 円	13 円	26 円	38 円	算定の場合)
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単 位数 [※]の 14.6%		左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	・1月につき ・[※所定単位数] 基本サービス費に各 種加算・減算を加え た総単位数

- ※ 初期加算は、当事業所に登録した日から30日以内の期間について算定します。
- ※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算は、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため在宅での生活が困難であり、緊急に看護小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断された利用者にサービスを提供した場合、7日間を限度として算定します。
- ※ 認知症加算(I)は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから 介護を必要とする利用者に対して、認知症加算(I)は、周囲の者による日常生活に対する注 意を必要とする要介護2の利用者に対して、看護小規模多機能型居宅介護を行った場合にそ れぞれ算定します。
- ※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定します。
- ※ 栄養アセスメント加算は、当事業所の従業者又は外部の介護事業所等との連携により管理 栄養士を配置し、利用者ごとに多職種共同で栄養アセスメントを行い、その結果を利用者 又は家族に説明するとともに、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の適切 かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に、算定します。
- ※ 栄養改善加算は、低栄養状態又はそのおそれのある利用者に対して、管理栄養士等が共同 して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成するなど、 栄養改善サービスを行った場合に、算定します。

- ※ 口腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康 状態又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。
- ※ 口腔機能向上加算は口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に対して、口腔 機能の向上を目的として口腔清掃指導や摂食嚥下訓練の実施等を個別的に実施した場合に、 算定します。
- ※ 退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、当事業所の 看護師、理学療法士等が退院時共同指導を行った後、退院後に初回訪問看護サービスを行った場合に算定します。
- ※ 緊急時訪問看護加算は、当事業所が利用者の同意を得て、利用者又は家族と 24 時間連絡でき、計画的に訪問することとなっていない緊急時の訪問を必要に応じて行う体制にある場合、算定します。
- ※ 特別管理加算は、訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。

特別管理加算(I)を算定する場合の利用者について

医科診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者 指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している 状態の方。

特別管理加算(Ⅱ)を算定する場合の利用者について

- ・医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在 宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態の方
- ・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態の方
- ・真皮を超える褥瘡の状態の方
- ・ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態の方
- ※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意 を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働 大臣が定める状態にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケア を行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に算定します。 その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。
 - イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
 - ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると 認める状態
- ※ 看護体制強化加算は、医療ニーズの高い利用者へのサービス提供体制を強化した場合に

算定します。

- ※ 訪問体制強化加算は、登録者の居宅における生活を継続するためのサービスの提供体制を 強化した場合に算定します。
- ※ 総合マネジメント体制強化加算は、利用者の状況の変化に応じ多職種共同で看護小規模 多機能型居宅介護計画を見直し、地域の病院、診療所等他の関係施設に対して当事業所 が提供できるサービスの具体的な内容に関して情報提供を行っている場合に算定します。
- ※ 褥瘡マネジメント加算は、継続的に利用者ごとの褥瘡の発生とリスクを評価し、多職種 共同にて褥瘡ケア計画を作成し、そのケアの内容や状態を記録するなどの褥瘡管理を実 施している場合に算定します。
- ※ 排せつ支援加算は、排せつに介護を要する利用者であって、適切な対応を行うことで要 介護状態の軽減が見込まれる者について、多職種共同で、当該利用者が排せつに介護を 要する原因を分析し、それに基づく支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継 続して実施した場合に算定します。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を看護小規模多機能型居宅介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け 出た事業所が、利用者に対して看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等特定処遇改善加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援 加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業 所に認められる加算です。介護職員等特定処遇改善加算、介護職員処遇改善加算及び介護 職員等ベースアップ等支援加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 地域区分別の単価(5級地 10.55円)を含んでいます。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

(5) その他の費用について

以下の金額は利用料の全額が利用者の負担になります。

	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。			
① 送迎費	なお、自動車を使用した場合は次のとおり請求いたします。			
	(1) 事業所から片道10キロメートル未満 250円			
	(2) 事業所から片道10キロメートル以上 500円			
	通常の事業の実施地域を越えて行う訪問サービスを提供する場合に要			
	する交通費は、その実費を請求します。なお、自動車を使用した場合			
②交通費	の交通費は、次の額とします。			
	(1) 事業所から片道10キロメートル未満 250円			
	(2) 事業所から片道10キロメートル以上 500円			
③食事の提供に	朝食 400円/回			
要する費用	昼食 700円/回 (おやつ代込み)			
	夕食 650円/回			

	※特別食は実費相当額を徴収させて頂きます。
<u> </u>	
④宿泊に要する費用	2, 500円
⑤おむつ代	実費
⑥その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で利用者が負担することが適用と認められるもの。 ・レンタルテレビ:一日につき150円(電気代込み) ・電気代:一回線につき一 50円 ・洗濯代:一回につき 200円 ・クラブ活動費(書道・絵手紙・手芸等)不定期開催しております。参加者には材料費として100円徴収させて頂きます。

4 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額 (介護保険を適用する場合) 及びその他の 費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額 により請求いたします。 ィ 上記に係る請求書は、ご利用明細を添えて利用月の翌月 20 日 までにご自宅に郵送させていただきますが、咲陶里にご入居の 方は家族様宛のレターボックスに投入しておきます。
② 利用料、利用者負担 額(介護保険を適用 する場合)、その他の 費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の 28 日までに、下記のいずれかの方法でお支払い下さい。 ※ゆうちょ利用者指定口座からの自動振替 (振込もできます) イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります)

※利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正 当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支 払いいただくことがあります。

5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- (3) サービス提供は「看護小規模多機能型居宅介護計画」に基づいて行います。なお、「看護小規模多機能型居宅介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更します。

(4) 看護小規模多機能型居宅介護に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

6 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2)食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

7 緊急時の対応方法について

指定看護小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

協力医療機関	医療機関名 国頭医院 所在地 和泉市伏屋町 3-7-34 泉北第 2 ビル電話番号 0725 (50) 4545 受付時間 9:00~19:30 診療科 内科・外科・消化器科 リハビリテーション科
【家族等緊急連絡先】	氏 名 続柄 住 所 電話番号 携帯電話 勤務先

8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況及び事故に際して採った処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための 取り組みを行います。

また、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村(保険者)の窓口】 堺市役所 健康福祉局 長寿社会部 介護保険課	所 在 地 堺市堺区南瓦町3番1号 本館7階 電話番号 072-228-7513 ファックス番号 072-228-7853 受付時間 月~金 9:00~17:30(土日祝は休み)
【居宅支援事業所の窓口】	事業所名 看多機陶里夢 所在地 堺市中区福田 541-1 電話番号 072 (230) 5000 担当介護支援専門員

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険(自賠責保険・任意保険)に加入しています。

保険会社名 損害賠償 責任保険 保 険 名		社会福祉施設・事業者総合保障制度
		福祉事業総合賠償責任補償制度
受压体区	補償の概要	基本補償・施設損害補償等
	保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
		一般自動車保険SGP
		対人・対物 無制限

9 非常災害対策

① 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者(防火管理者)職・氏名:(理事長 浅倉 幸輔)

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。 避難訓練実施時期:(毎年2回 5月・ 11月)

10 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ア 提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの相談及び 苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
 - ィ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ①相談又は苦情電話があった場合は、原則として管理者が対応する。
 - ②相談対応者は具体的な苦情・相談内容を確認する。
 - ③相談・苦情内容に対する回答期限を説明する。
 - ④管理者を中心として相談・苦情処理のための会議を開催し、問題点の洗い出し 整理及び今後の改善についての検討を行う。
 - ⑤文書により回答を作成し、利用者に対し管理者が事情説明を行った上で、文書 を渡す。
 - ⑥事業実施マニュアルに改善点を追記し全職員に周知することで、再発の防止を 図る。

(2) 苦情申立の窓口

電話者 看多機陶里夢 ファックス	E 地 堺市中区福田 541-5 番号 072-360-4433 番号 072-360-4434 時間 月~日 9:00~18:00
------------------------	---

堺市役所 健康福祉局 長寿社会部	所 在 地 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市市役所本館7階
	電話番号 072-228-7513
介護保険課	ファックス番号 072-228-7853
71设体队体	受付時間 月~金9:00~17:30(土日祝は休み)
	所 在 地 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市堺区役所	電話番号 072-228-7520
地域福祉課介護保険係	ファックス番号 072-228-7870
	受付時間 月~金9:00~17:30(土日祝は休み)
	所 在 地 堺市北区新金岡町5丁1番4号
堺市北区役所	電話番号 072-258-6771
地域福祉課介護保険係	ファックス番号 072-258-6836
	受付時間 月~金9:00~17:30(土日祝は休み)
	所 在 地 堺市中区深井沢町 2470 番地 7
堺市中区役所	電話番号 072-270-8195
地域福祉課介護保険係	ファックス番号 072-270-8103
	受付時間 月~金9:00~17:30(土日祝は休み)
	所 在 地 堺市西区鳳東町 6 丁 600 番地
堺市西区役所	電話番号 072-275-1912
地域福祉課介護保険係	ファックス番号 072-275-1919
	受付時間 月~金9:00~17:30(土日祝は休み)
	所 在 地 堺市東区日置荘原寺町 195 番地 1
堺市東区役所	電話番号 072-287-8112
地域福祉課介護保険係	ファックス番号 072-287-8117
	受付時間 月~金9:00~17:30(土日祝は休み)
	所 在 地 堺市南区桃山台1丁1番1号1
堺市南区役所	電話番号 072-290-1812
地域福祉課介護保険係	ファックス番号 072-290-1818
	受付時間 月~金9:00~17:30(土日祝は休み)
	所 在 地 堺市美原区黒山 167番地 1号
堺市美原区役所	電話番号 072-363-9316
地域福祉課介護保険係	ファックス番号 072-362-0767
	受付時間 月~金9:00~17:30(土日祝は休み)

【公的団体の窓口】

大阪府国民健康保険団体連合 会	所 在 地 大阪市中央区常盤町1丁目3-8 電話番号 06-6949-5418 FAX番号 06-6949-5417 受付時間 月~金9:00~17:00 (土日祝は休み)
--------------------	--

11 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行って

います。

【実施の有無】	有
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	運営推進会議
【評価結果の開示状況】	公表する

12 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、インターネット上に開設する事業所の ホームページににおいて公開しています。

13 秘密の保持と個人情報の保護につい	T
① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報を用いません。 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的を含む。)については、善良な管理者の注意を方にまた処分の際にも第三者への漏洩を含む。とします。 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

14 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者

村上 知香

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に 周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に 通報します。

15 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者やその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

16 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護 の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計 画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、看護小規模多機能

型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下、この項において「運営推進会議」と言います。)を設置し、おおむね2月に1回以上運営推進会議を開催します。

③ 運営推進会議に対し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、 運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴 く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表しま す。

18 サービス提供の記録

- ① 指定看護小規模多機能型居宅介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、 その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

19 重要事項説明の年月日

この重安争項託明書の託明平月日 中 月 日	この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日	
-----------------------	-----------------	---	---	---	--

上記内容について、「地域密着型サービスに係る各市町村条例」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

	所 在 地	堺市中区福田 541-5
事	法人名	社会福祉法人幸雪会
業	代表者名	浅倉 幸輔
者	事業所名	看多機陶里夢
	説明者氏名	

事業者から上記内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

c)		
	利用者	住 所	
	们用祖	氏 名	
代理	华 珊 I	住所	
	10年人	氏名	

本契約書 令和6年 4月 1日に改訂